

# 令和6年度 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

鳥取県農林水産部農業振興局農地・水保全課

## 1 意見交換会の概要

- (1) 日時：令和6年7月26日（金）午後1時30分～午後3時30分  
 (2) 場所：鳥取県庁第34会議室（第二庁舎4階）  
 (3) 参加者：20名 常任委員5名（1名欠席）  
 事務局15名（農業振興局長、農地・水保全課長、事業担当課等）  
 (4) 意見交換会の対象地区数

区分	新規採択希望	計画変更	過年度審議地区 の対応状況報告	計
県営	6	6	4	16
市町村営	5	—	—	5
計	11	6	4	21

上記対象地区のうち、環境への影響が大きい、又は現地確認を要すると判断された以下表中の10地区（下線で示す地区）を詳細検討地区に選定し、意見交換会に先立ち令和5年10月から令和6年6月に掛けて現地調査を行った。

### 【新規採択希望地区】

事業名	地区名
農村地域防災減災事業	<u>奥谷地区</u> 、 <u>岩坪地区</u> 、 <u>新池（天ヶ谷池）地区</u> 、 <u>マキデン池地区</u> 、 <u>長池地区</u>
水利施設等保全高度化事業	<u>大瀨用水地区</u>
農村整備事業 （農業集落排水施設滋養）	社中地区、高辻・方面地区、岸本地区、日野地区
農地耕作条件改善事業	<u>大瀬地区</u>

### 【計画変更地区】

事業名	地区名
農村地域防災減災事業	<u>松谷第3地区</u> 、 <u>引地地区</u> 、 <u>海川第2地区</u>
水利施設等保全高度化事業	<u>中山3期地区</u>
農地中間管理機構関連農地整備事業	富益地区
農業競争力強化農地整備事業	折渡地区

## (5) 委員（敬称略、順不同）

区分	分野	氏名	備考
常任委員	学識 経験者	清水 克之（委員長）	鳥取大学農学部生命環境農学科教授
		川口 均	シンワ技研コンサルタント（株）代表取締役会長
		田村 昭夫	県環境教育・学習アドバイザー
		藤原 文子	県環境教育・学習アドバイザー
	農村 居住者	中山 みどり	県東部在住
		田村 美智恵	県中部在住

## (6) 事務局

農林水産部農業振興局農地・水保全課（進行・概要説明）  
事業担当課（質疑対応）

## 2 委員長あいさつ（要旨）

環境との調和がとれた農業農村整備事業を実施していくうえで、本意見交換会は非常に重要なものと考えています。

皆様から意見をいただき、活発な議論ができるようよろしくお願いします。

## 3 意見交換会（要旨）

### (1) 県営新規採択希望6地区

#### 水利施設等保全高度化事業 大淵用水地区

(委員) アオネカズラの移植にあつては、空中湿度に配慮する必要があるが、その方法は如何。

(事務局) アオネカズラは施工箇所の上方の岩場に生えており、水路本体の工事に影響しないため、移植は行わないが、水路への落石に備え、岩場にロックネット等の施工を予定しており、その際は、アオネカズラが生えている岩にはアンカー杭を打たないように配慮する。

(委員) 取水口の土砂埋没に係る維持管理負担軽減にあたり、例えばスクリーンや暗渠化を検討した方がよいのでは。(感想)

(事務局) 暗渠化は、現在検討中である。

#### 農村地域防災減災事業 奥谷地区

特になし

#### 農村地域防災減災事業 岩坪地区

(委員) 農地に工事用仮設道路を敷設する計画となっているが、農地が元に戻るのか不安がある。琴浦町側未作付農地の利用について是非とも検討いただきたい。

(事務局) 地元と協議したが、工事用の大型車両通行の許可が得られない。また、他のルートも検討中であるが、地形的に現実的ではない。今後も検討を続ける予定であるが、農地に仮設道路を仮設する場合は、工事完了後に原形復旧して所有者へ返却予定。各種制約を踏まえ色々な方向から考えていきたい。

#### 農村地域防災減災事業 新池（天ヶ谷池）地区

特になし

#### 農村地域防災減災事業 マキデン池地区

特になし

**農村地域防災減災事業 長池地区**

(委員) ハンゲショウの移植は誰が行うのか。

(事務局) 未決定だが業者か県が施工開始前に行う予定。移植先については、地元からの意見も参考にし、ハンゲショウ周辺の土も一緒に移設予定。

(委員) 全般に言えることだが、施工中に当初検討の対象となっていない貴重種が確認された場合はどうしているのか。(連絡体制など)

(事務局) 監督員へ報告するよう工事の特記仕様書に記載して対応している。

**(2) 市町村営新規採択希望5地区**

**農村整備事業(農業集落排水施設事業) 社中地区**

(委員) 農業集落排水施設事業自体に関する質問となるが、処理水の水質等は定期的に検査を実施しているのか。

(事務局) 年に何回実施するかは把握していないが、浄化槽法に処理水の水質については定めがあり、それに従って運用管理されているものと認識している。

**農地耕作条件改善事業 大瀬地区**

特になし

**農村整備事業(農業集落排水施設事業) 高辻・方面地区**

特になし

**農村整備事業(農業集落排水施設事業) 岸本地区**

特になし

**農村整備事業(農業集落排水施設事業) 日野地区**

特になし

**(3) 県営計画変更 6地区**

**農村地域防災減災事業 松谷第3地区**

特になし

**農村地域防災減災事業 引地地区**

(委員) 魚道の設置はしないという認識でよいか。

(事務局) 事業の趣旨として、損傷した堰を直す応急工事として実施している。事業の制度上、原形復旧が原則であり、やらないのではなく、できない状態。水産振興課へも相談しており、必要ということは認識していただいたが、優先順位の高いものから順に魚道の設置を行っているため難しいとの回答があった。

**水利施設等保全高度化事業 中山3期地区**

特になし

**農村地域防災減災事業 海川第2地区**

特になし

**農業競争力強化農地整備事業 折渡地区**

(委員) 地区で配慮すべき動物としてコウダカシロマイマイの記載があるが、実際に確認されているか。

(事務局) 未確認状態である。

(委員) カタツムリであるため、乾燥に弱く、環境が変化した時の影響が懸念される。実際に確認された場合は、専門家と連携して対応いただきたい。

**農地中間管理機構関連農地整備事業 富益地区**

(委員) 発生した湧水は淡水レンズによるものか。

(事務局) 淡水レンズによるもの。当該地区は、60 cm～70 cm掘ると、湧水が発生する。

(委員) 湧水の発生について、時期的な問題はあるか。

(事務局) 時期によるといったことはなく、年中発生する。

**(4) 過年度対象地区の対応状況報告地区**

特になし

**(5) その他**

(委員) ため池に関する事業について、ため池の規模に対して、受益を受けている面積が小さいところがある。ため池周辺は鳥獣被害も多くなっており、ため池の廃止も検討していただきたい。

(事務局) 県と市町村で役割分担しており、ため池廃止は、市町村が担当している。地元の意向にも配慮し、使用していないため池については、廃止を進めていきたい。

(委員) ため池の廃止により、大きく環境が変化することも懸念される。

(事務局) ため池廃止は土地改良法に基づかない事業であるため、本検討会にはのせていないが、国の通知によれば、環境部局等の意見を伺った上で実施するよう求められており、各市町村もそれに沿って事業を進めている。